~生活保護のしおり~

わたしたちの一生の間には、病気やけがなどいろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護制度とは、そのような生活に困っている方に、国が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活できるように援助する制度です。(日本国憲法第25条に基づく生活保護法により実施されるものであり、生存権として保障されている制度です。)

このしおりには、生活保護を受けている間に注意すべきことが書いてあります。よく読んでわからないことがありましたら担当ケースワーカーに尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることができるよう大切に保管しておいてください。



生活保護の扶助の種類

〇生活保護は、その内容によって次の8種類の扶助に分けられています。

①生活扶助

着るもの・食べるもの、電気・ガス・ 動いとうりょう 水道料などの日常生活費を支給し ます。

②住宅扶助



きょういくふじょ 3教育扶助

がくょうひん きょうざいひ きゅうしょくひ ぎ む 学用品、教材費、 給 食費など義務 きょういく 教育のための費用を支給します。



(1)りょうふじょ (4)医療扶助

でようき 病気やけがのため病院・薬局にかかる費用は保険診療範囲内であれば、原則自己負担は発生しません。また、助がない、装具などの治療材料費を支給します。

の介護扶助

介護認定を受けている方が介護サービスを受ける際の自己負担は原則 発生しません。

しゅっきんふじょ ⑥出産扶助

出産にかかる費用を支給 します。



で生業扶助

せいでは、 位事に就くための技能の習得、資格の取得のための費用、また高等学校 を対しいうがくの事用などを支給します。



そうさいふじょ 8葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀 ひょう 費用などを支給します。



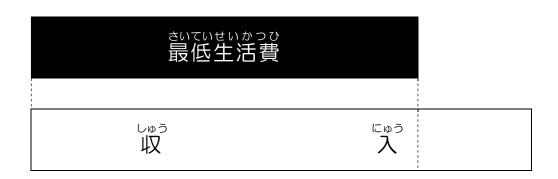
ようひ 保護の要否の決め方

- 〇 生活保護は、世帯を1つの単位として決められます。
 - 生計をともにしている方々は、原則同一世帯とします。
 - 国が定めた基準によりその世帯が一月の間に必要な最低生活費と その世帯の収入を比べ、収入が少ない場合に保護が適用されます。
- ◇保護が受けられる場合(収入が最低生活費を<u>下回る</u>とき)



ふさい しゅうにゅう こうじょ (負債は 収 入 から控除しない)

◇保護が受けられない場合(収入が最低生活費を上回るとき)



ほしょう ※次のことが保障されます。

- 正当な理由がなければ、保護費の減額や、保護を受けられなくなること はありません。
- 保護費に、税金をかけられることはありません。
- すでに受けた保護費または保護を受ける権利を差し押さえられることは ありません。

たほう たせさく かつよう 他法・他施策の活用について

雇用保険

はなこうほけん健康保険



業務外で病気やけがをしたときや、休業、 いのっさん しほう といった事態に備える公的な医療 保険制度等

かくしゅねんきん 各種年金



こくみんねんきん こうせいねんきん しょうがいねんきん きぎょうねんきん かくしゅ 国民年金、厚生年金、障害年金、企業年金、各種 ねんきんせいかつしゃ しぇんきゅうふきんとう 年金生活者支援給付金等

じどうてぁて児童手当



おゅうがっこうそつぎょう
 中学校卒業までの児童を養育している方への
 であて まほんてき じょうけん
 手当。基本的な条件では、児童1人あたり月額
 1万円(3歳未満1万5千円)支給

^{じどうふょうてぁて} 児童扶養手当



離婚や死別等の事情によって児童を養育するひとり親等に対して支給される手当。親の所得が限度額を下回る場合、所得や子の人数に応じて 月額で約1万円から5万円支給

とくべつじどうふょうてぁて 特別児童扶養手当



「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に ***
基づき 20歳未満の障がいのある児童を養育する
る父母又は養育者に対して支給

cうれいしゃふくし 高齢者福祉・

Untillusjón/lugā < Ulej 身体障害者福祉等の Tarten eppjáth 手当金、給付金 とくべつしょうがいしゃてあてとう た てあてきん きゅうふきん 特別障害者手当等その他の手当金、給付金

生活保護費の支給日

生活保護費は毎月5日に1か月分を支給します。ただし、5日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その前の開庁日に支給します。

また、初めて生活保護費を支給する際や、追加に支給する際には15日または25日(休日の場合はその前の開庁日)に支給することがあります。

びょういん いいん 病院 や医院へのかかりかた

- 1 病院や医院にかかるときの流れ
 - ① 病院や医院にかかる前に「通知書」を受け取りに福祉事務所に来てください。
 - ② 「通知書」を受け取ったあとに、病院に行き、「通知書」を病院の受付窓口に渡してください。

「通知書」とは・・・病院名、本人の名前・住所、いつから受診可能かということを記載した病院長または医院長宛ての書類です。

なお、生活保護法による指定医ではない病院、医院にはかかれませんので、福祉事務所で確認をしてください。

2 夜間や休日の急 病の場合

かていほうもん 家庭訪問について

生いかっぽ こ じゅきゅうちゅう せいかつじょうきょうとう はあく じょげん しとう おこな 生活保護 受給 中は生活 状況 等の把握、助言や指導を行うことを目的として、担当ケースワーカーによる居宅への訪問があります。

○家庭訪問に応じない場合

保護の開始もしくは変更の申請を却下し、または保護の変更、停止もしくは廃止することがあります。

^{まも} 守っていただくこと

- 〇 保護を受ける権利は、他人に譲り渡すことはできません。
- 働くことができる方は、その能力に応じて働いてください。
- 病気の方は、一日も早く治るように医師の指示に従ってください。
- 〇 親子、兄弟姉妹などの親戚には、できる限りの援助をお願いしてください (扶養義務のある方には、原則として扶養の照会を行います。)。
- 〇 毎月の生活では、計画的な支出を心掛けてください(家賃や給食費は必ず納めてください。また、借金はしないでください。借金をした場合は、収入とみなされます。)

とどけで 届出ていただくこと

生活状況や世帯状況に変化があったときは必ず届出をしてください。 たと
例えば以下のような場合です。

- ※世帯状況に変化があったときの例
 - 〇 収入を受け取ったとき。
 - かそく へんか ○ 家族に変化があったとき (結婚、出生、死亡、転入転出、入退学、 きゅうがく そつぎょう にゅうたいいん じ こ 休学、卒業、入退院、事故など)。
 - O 住所、家賃、地代などが変わるとき(転居などについては必ず事前に 相談してください。)。
 - 就職や離職をしたとき。
 - 健康保険の資格を取得または喪失したとき。
 - り 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
 - 帰省などで家を長期間留守にするとき。

収入とは・・・就労収入(給与・賞与・未成年者のアルバイト代)、年金、
てあて
ほけんきん
りさん
りさん
はいきゃく
そうぞく
まんきゅう
えんじょ
しょう
こも
まんじょ
まんじょ
こも
まんじょ
まんじょうは
まんじょ
まんじょうき
まんじょ
まんじょうき
まんじょ
まんじょうき
まんじょ
まんじょうき
まんじょ
まんとり
まんじょ
まんじょ

正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いを受けることができます。

- ■就労収入に対する控除
 - 基礎控除
 はあい きゅうよそうがく おう いってい きんがく こうじょ いっちり 収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
 - ・20歳未満控除 20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
 - ・その他の必要経費

 しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつようけいひ こうじょ 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

せいかつほごほうだい じょう もと しゅうにゅう しんこく 生活保護法第61条に基づく収入の申告について

保護費の返還を求めるとき

就労収入、その他の収入、活用できる資産を処分し収入を得たときには、すでに支払われた保護費の返還が必要となります。

ー で ひ ちょうしゅう 保護費を 徴 収 するとき

不実の申請や申告その他不正な手段により保護を受けた場合(不正受給)は、その間に支払われた保護費(医療費・介護費も含みます。)を徴収します。

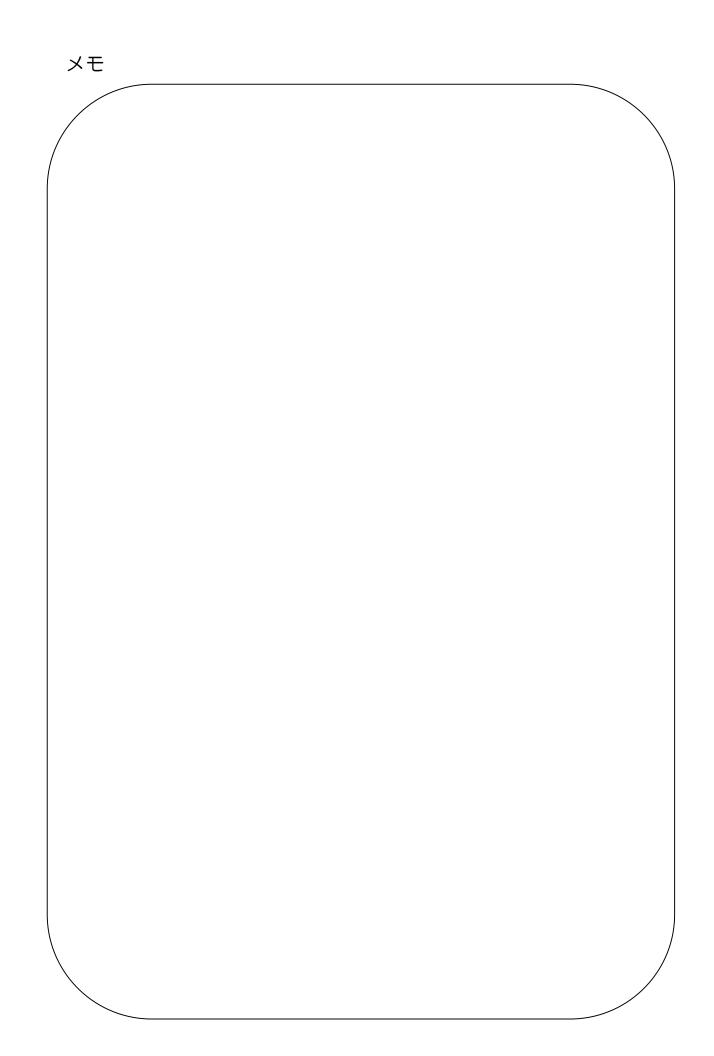
※場合によっては<u>不正受給に対して、警察に告訴・告発をすることがあり</u>ます。

柳)就労収入を得ていたが、届出がなかったとき

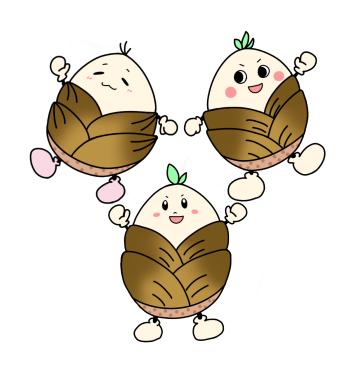
でしく。 こうしょででしていれば、受けられたはずの控除(基礎控除・未成年者 空除など)が受けられなくなり、その分も含めて福祉事務所に返還しなけれ ばなりません。

せいかつほ ご かん ~生 活 保護に 関 する Q&A~

- Q1 病院に行く場合に、ほかに守るべきことは?
- A1 1つの病名につき、複数の医療機関を受診することは認められません。また、できるだけ近隣の病院を受診すること。
- Q2 家庭訪問において、居住実態が把握できない場合は?
- A2 訪問しても不在、電話をしてもつながらないことが一定期間続くなど、 きょじゅうじったいの確認が取れず、保護の適正実施が困難であると判断した場合、 保護の変更、停止もしくは廃止することがあります。
- Q3 高校生のアルバイト収入の取り扱いは?
- A3 将来の目標のために充てる場合などには、生活保護費の計算上の収入から除いて、アルバイト収入を貯めておくことができます。この取り扱いは、どんな場合でも認められるものではなく、将来の計画を福祉事務所に認めてもらい、アルバイト収入を生活費などとは別に、きちんと貯金するなどの条件を満たす必要があります。
- Q4 世帯主だけの収入申告だけが必要ですか?
- A4 世帯主だけではなく、<u>すべての世帯員の収入</u>について福祉事務所に 申告する義務があります。
- Q5 保護受給 中にお金を借りてもいいですか?
- A5 借金は認められません。借金をした場合、収入とみなされます。



このしおりは、生活保護の取りが扱いについて、そのすべてを漏れなく説明しているものではありません。具体的な問題については、福祉事務所に相談してください。



れんらくさき連絡先

〒617-8772 京都府向日市寺戸町 小佃 5番地の1

まこうしふくしじむしょ ちいきふくしか ほごえんじょがかり 向日市福祉事務所 地域福祉課 保護援助係

TEL: 075-931-1111 、 TEL: 075-874-2564

FAX: 075-935-1346

(内線: 302、306、308、309、310、341)

あなたの担当ケースワーカーは()です。